耐震改修設計 + 改修工事(セットメニュー)

A 補助対象者原則として住宅の所有者B 補助対象経費耐震改修の設計および工事に要する費用C 補助率原則として 5 分の 4 以内D 補助金の額B×C、または 100 万円のいずれか低い方の額

耐 震 改 修 工 事A 補助対象者原則として住宅の所有者B 補助対象経費耐震改修工事に要する費用C 補助率2分の1以内D 補助金の額B×C、または 60 万円のいずれか低い方の額

耐 震 改 修 設 計									
Α	補助対象者	原則として住宅の所有者							
В	補助対象経費	耐震改修設計に要する費用							
С	補助率	3分の2以内							
D	補助金の額	B×C、または <mark>20 万円</mark> のいずれか低い方の額							

耐震改修が必要かどうかについては、県の戸建て木造住宅耐震診断士派遣事業をご検討ください。 (自己負担5,500円、



筋交いによる補強の例



金物による補強の例

安心した暮らしを続けてもらうため…

住まいの耐震化

今後も起こる可能性のある大地震に備え、町民の皆さまが安心して住み続けられる住まいを確保できるよう、戸建て木造住宅の耐震改修にかかる設計および工事費用等を補助します。

補品	戸建て木造	
助の対	在来工法、伝統工法 ツーバイフォー工法	
象・	階数3以下	
条件	現に所有者が居住	

共通

B 各事業別 (Aの条件に加え、新・旧(* 1)別に●および▲の条件をすべて満たすもの)

		耐震改修設計		耐震改修工事		建て替え工事		耐震シェルター工事	
		新	IB	新	IB	新	IΒ	新	IΒ
	熊本地震により、り災 (一部損壊以上)		A						А
	耐震診断の結果、 倒壊のおそれあり	の 条 件 の						*2	の条件の
	被災者生活再建支援金の 支給対象ではないもの		み						<i>3</i>

- * 1 新…新耐震基準の場合 (昭和 56 年 6 月 1 日以降に着工したもの)、IB…旧耐震基準の場合 (昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工したもの)
- *2 「耐震診断の結果、倒壊のおそれあり」または「熊本地震により、り災(一部損壊以上)」のいずれかで対象
- ※ 耐震診断を受けた結果、耐震性ありの診断が出ている場合は、いずれも対象外となります。